

2 立候補の届出に必要な書類等について

立候補の届出には、本人届出及び推薦届出の方法があります。したがって、届出に必要な書類も届出の方法によって異なります。

1 届出に必要な書類

(1) 本人届出の場合

必ず提出するもの

- ア 候補者届出書（本人届出）（記載例 1(1)）
- イ 供託証明書（記載例 2(1)）
- ウ 候補者となることができない者でない旨の宣誓書（記載例 3）
- エ 戸籍謄本又は抄本

必要に応じて提出するもの

- オ 所属党派証明書・・・・・・・・・・政党その他の政治団体に所属する候補者のみ。
- カ 通称認定申請書（記載例 4）・・・・通称の認定を受けようとする候補者のみ。

(2) 推薦届出の場合

必ず提出するもの

- ア 候補者届出書（推薦届出）・承諾書（記載例 1(2)）
- イ 選挙人名簿登録証明書
- ウ 供託証明書（記載例 2(2)）
- エ 候補者となることができない者でない旨の宣誓書（記載例 3）
- オ （候補者の）戸籍謄本又は抄本

必要に応じて提出するもの

- カ 所属党派証明書・・・・・・・・・・政党その他の政治団体に所属する候補者のみ。
- キ 通称認定申請書（記載例 4）・・・・通称の認定を受けようとする候補者のみ。

2 届出書類の記載上の注意

(1) 本人届出の場合

ア 候補者届出書（本人届出）・・・・（記載例 1(1)）

㊦ 記載の文字

正確に楷書で記載し、数字は算用（アラビア）数字を使用してください。

㊧ 候補者氏名

候補者の氏名は、戸籍に記載されている文字をそのまま記載しなければなりません。

ただし、文字を更生又は訂正することができる場合がありますので、詳細については、選挙管理委員会に照会してください。

㊨ 本籍、住所及び生年月日

本籍、住所及び生年月日は、被選挙権の有無の判定に必要となりますので、戸籍や住民票のとおり正確に記載してください。

なお、本籍及び住所は、都道府県名から書き出し、丁目及び番地等を省略しないでください。

また、年齢は、選挙期日（投票日）現在の満年齢を記載してください。

㊥ 党 派

政党その他の政治団体の所属候補者としてその名称を候補者届出書の党派欄に記載して届け出る場合は、候補者届出書に添付しなければならない所属党派証明書に記載されている名称を正確に記載してください。その名称の字数が 20 を超えるときは、字数が 20 以内の略称を併せて記載してください。

なお、2 以上の政党その他の政治団体に所属するときは、いずれか一の名称を記載してください。

また、政党その他の政治団体の所属候補者として届け出ない場合や所属党派証明書を有しない場合は、「無所属」と記載してください。

㊦ 職 業

職業を記載してください。

法律によって議員・長と兼ねることができない職にある方についてはその職名を、熊谷市に対する請負など地方自治法第 92 条の 2（議員の兼業禁止）第 142 条（長の兼業の禁止）に規定する関係にある方についてはその旨を、併せて職業欄に記載してください。

イ 供託証明書・・・記載例 2(1)参照

㊧ 候補者氏名

供託証明書に記載される（「供託者の住所氏名」欄に記載する。）候補者の氏名は、戸籍名によらなければならないので、必ず候補者届出書に記載する戸籍名（更生又は訂正する場合は、更生又は訂正後の文字を使用する。）によって供託してください。

㊨ 供託物

次に掲げる区分による現金又はこれに相当する額面の国債証書

選挙の種類	供託金の額
市長	100 万円
市議会議員	30 万円

㊩ 供託の時期

立候補届出の日以前であれば供託できますが、事前審査日（ 月 日（ ））までには、供託手続きを済ませておいてください。

㊪ 供託物の返還等

選挙の効力及び当選の効力が確定した後、選挙管理委員会から供託証明書を返還し、併せて供託物の返還を請求できる者である旨の証明書を交付しますので、それらによって供託物の返還を請求することができます。

ただし、次の場合には供託物は没収されます。

- a 得票数が供託物の没収点に達しないとき
- b 立候補を辞退したとき
- c 立候補の届出が却下されたとき

（注）供託物の没収点

- a 市議会議員の選挙

$$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{議員定数}} \times \frac{1}{10}$$

b 市長の選挙

$$\text{有効投票総数} \times \frac{1}{10}$$

㊦ 供託事務の取扱い

供託事務は、法務省さいたま地方法務局、その支局及び出張所において、土曜日、日曜日及びその他の休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで取り扱っています。

ただし、立候補届出日（告示日）は、土曜日、日曜日又はその他の休日に該当する日であっても、特別に午前8時30分から午後5時まで取り扱う供託所もありますので詳細については、最寄りの供託所にお問い合わせください。

さいたま地方法務局（熊谷支局）熊谷市筑波 3-39-1 048(524)8805

ウ 宣誓書・・・記載例3参照

候補者の氏名は、候補者届出書に記載するとおりに記載してください。

エ 戸籍謄本又は抄本

最近のものを添付してください。

オ 所属党派証明書

政党その他の政治団体の所属候補者としてその名称を候補者届出書に記載して届け出る場合は、次の様式により所属党派証明書を添付しなければなりません。

なお、公認書は、所属党派証明書ではありませんので注意してください。

所属党派証明書	氏名 住所	右の者は、本政党（政治団体）に所属する者であることを証明する。	年月日	政党（政治団体）名 代表者
				⑩

カ 通称認定申請書・・・記載例4参照

通称認定の申請

候補者は、候補者届出書に記載された本名に代えて、本名以外の呼称で、本名に代わるものとして広く通用しているもの（以下「通称」という。）を次の場合に記載し、又は使用されることを求めようとするときは、その通称について、選挙長の認定を受けなければなりません。

- a 立候補届出等の告示
- b 新聞広告
- c 選挙公報
- d 投票所並びに期日前投票所及び選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所の氏名等の掲示

認定を受けようとする場合は、通称認定申請書を候補者届出書と一緒に提出してください。

その際、当該呼称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足りる資料（公の機関が発行した書類、手紙又は葉書等の信書、著書、雑誌の記事等その実績を示すもの）を提示しなければなりません。ただし、氏又は名を仮名書きにする場合は、資料の提示は必要ありません。

(2) 推薦届出の場合

ア 候補者届出書（推薦届出）・・・記載例 1(2) 参照

（候補者の）承諾書

記載に当たっては、本人届出の場合の**ア 候補者届出書（本人届出）**を参考にしてください。なお、推薦届出者は、その市町村の選挙人名簿に登録されていなければなりません。

イ 選挙人名簿登録証明書

候補者届出書（推薦届出）には、推薦届出者が選挙人名簿に登録されている旨の当該市町村選挙管理委員会の委員長の証明書を添付しなければなりません。

ウ 供託証明書・・・記載例 2(2) 参照

推薦届出者（複数の場合は、1名でも可）が、供託を行ってください。この場合、候補者の氏名等を「供託の原因たる事実」欄に記載してください。その他については、本人届出の場合の**イ 供託証明書**を参考にしてください。

※ **エ 宣誓書、オ 戸籍謄本又は抄本、カ 所属党派証明書、キ 通称認定申請書**については、それぞれ、本人届出の場合を参考にしてください。

3 立候補届出と併せて行う届出等

次の届出等も立候補の届出と一緒にを行うようにしてください。

(1) 出納責任者選任届出書（・承諾書、代表者証明書）

候補者は、その選挙運動に関する収入及び支出の責任者（出納責任者）1人を選任しなければなりません。

出納責任者を選任したならば、選任者は直ちに選挙管理委員会に届出しなければなりません、選任できる者及び届出書類は次のとおりです。

ア 本人届出の場合

- ㊦ 選任者

候補者に限られます。

④ 届出書類

出納責任者選任届出書・・・記載例 5(1) 参照

イ 推薦届出の場合

㊦ 選任者

候補者又は推薦届出者（推薦届出者が数人ある場合は、その代表者）に限られます。

④ 届出書類

a 候補者が選任した場合

出納責任者選任届出書・・・記載例 5(1) 参照

b 推薦届出者（推薦届出者が数人ある場合は、その代表者）が選任した場合

・出納責任者選任届出書・承諾書・・・記載例 5(2) 参照

・出納責任者選任代表者証明書（推薦届出者の代表者である旨を推薦届出者全員が証明すること。推薦届出者が数人ある場合のみ必要です。）

(2) 選挙事務所設置届出書（・承諾書、代表者証明書）

選挙事務所を設置したら、設置者は直ちに選挙管理委員会に届出しなければなりません、設置することのできる者及び届出書類は次のとおりです。

ア 本人届出の場合

㊦ 設置者

候補者に限られます。

④ 届出書類

選挙事務所設置届出書・・・記載例 6(1) 参照

イ 推薦届出の場合

㊦ 設置者

候補者又は推薦届出者（推薦届出者が数人ある場合は、その代表者）に限られます。

④ 届出書類

a 候補者が設置した場合

選挙事務所設置届出書・・・記載例 6 (1) 参照

b 推薦届出者が設置した場合

・選挙事務所設置届出書・承諾書・・・記載例 6(2) 参照

・選挙事務所設置代表者証明書（推薦届出者の代表者である旨を推薦届出者全員が証明すること。推薦届出者が数人ある場合のみ必要です。）

(3) 選挙運動員中報酬を支給する者の届出書

選挙運動のために使用する事務員、車上運動員（いわゆるうぐいす嬢）、専ら手話通訳に使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に報酬を支給する場合には、あらかじめその者を使用する前に、報酬を支給する者の氏名及び住所等を選挙管理委員会に届け出なければなりません。したがって、現実に届出前にこれらの者を使用したとしても、その者の届出前の日に対する報酬は支給できませんので、御注意ください。

ア 届出書類

選挙運動員中報酬を支給する者の届出書・・・記載例 8

イ 報酬を支給することができる期間

立候補の届出をした日から選挙期日（投票日）の前日まで支給することができます。

ウ 支給することができる人数

- ・指定都市以外の市の長の選挙・・・・・・・・候補者1人につき1日12人
- ・指定都市以外の市の議会議員の選挙・・・・候補者1人につき1日9人

(この期間を通じてウに掲げる人数の5倍を超えない範囲で異なる人を届け出すことができます。)

(4) 連絡責任者及び連絡場所に関する届出書

(5) 選挙運動用ポスターの見本（1種類につき1枚）

(6) 選挙運動用ビラ届出書

(7) 選挙公報掲載申請書・選挙公報掲載文原稿用紙・写真

(注) 公費負担の制度（選挙公営）については、「選挙公営のお知らせ」ファイルを参照してください。

【選挙運動用自動車・選挙運動用ポスター・選挙運動用ビラ】

4 立候補届出書類等の事前審査

立候補届出当日の混乱を避け、受付事務を円滑に行うために、立候補届出書類等の事前審査を行います。

立候補届出に必要な書類に記載誤りがあつたり、添付書類に不足などがあつたりすると、届出を受理できない場合がありますので、あらかじめ、この事前審査を受けて、立候補届出書類等に誤りのないようにしてください。

(1) 日時 月 日 () 時 ~ 時

(2) 場所

(3) 必要な書類及び印鑑等

立候補の届出に必要な書類及び届出の際に提出する書類等を持参してください。

なお、候補者届出書に使用する印鑑を必ず持参してください。